

宮崎県立看護大学大学院研究科会議規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県立看護大学大学院学則第 6 条第 2 項の規定に基づき、宮崎県立看護大学大学院研究科会議（以下「研究科会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 研究科会議は、研究科長、専攻主任、教授及び研究指導を担当する准教授、事務局長、総務課長をもって構成する。

2 事務局長及び総務課長は、議決に加わることはできない。

3 研究科長が必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(審議事項)

第 3 条 研究科会議は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科会議は、前項に規定するもののほか、次に掲げる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

(1) 学生の休学、転学、留学、退学及び表彰

(2) 学生の厚生補導

(3) その他大学院の教育、研究及び地域貢献に関する事項

(会議)

第 4 条 研究科会議は、定例会議及び臨時会議とし、研究科長が招集する。

2 定例会議は、原則として毎月 1 回開催する。

3 研究科会議の構成員の 3 分の 1 以上の者から臨時会議の招集の請求があるときは、研究科長はこれを招集しなければならない。

(議長)

第 5 条 研究科会議の議長は、研究科長とする。

2 研究科長に事故があるとき又は欠けたときは、研究科長の指名する教授が議長の職務を行う。

(定足数)

第 6 条 研究科会議は、議決権を有する構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(議決)

第 7 条 研究科会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、重要事項の審議については、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(事務)

第 8 条 研究科会議の事務は事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科会議の運営に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。